

公立高等学校の授業料等について

■授業料等の額（大阪府立高校の場合）

課 程	入学検定料	入 学 料	授 業 料	学校諸費等
全日制	2,200 円	5,650 円	118,800 円(月額 9,900 円)	学校・課程等で 異なります。
定時制	950 円	2,100 円	32,400 円(月額 2,700 円)	
通信制	800 円	500 円	1 単位あたり年額 330 円	

■高等学校等就学支援金制度（公立）

1 制度の概要

就学支援金は、親権者（保護者等）の所得等が要件を満たす生徒の授業料を、国が生徒に代わって負担する制度です。保護者等に現金が支給されるものではありません。また、返済の必要はありません。なお、就学支援金制度の対象は授業料のみですので、学校諸費等は、全ての生徒が支払うことになります。

2 支給対象となる者

府内の公立高校に在学する生徒で、以下の要件の全てに該当する者となっています。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 高校等を卒業し又は修了したことがない者
- (3) 高校等に在学した期間が通算して 36 月を超えていない者（定時制課程・通信制課程は 48 月）
- (4) 保護者等の課税標準額（課税所得額）× 6 %－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市に市民税を納税している場合は、調整控除の額に 3 / 4 を乗じた額）で計算される算定基準額が 304,200 円未満の者（父母両方の合算額になります。）

⑨ 上記は、令和 6 年 4 月現在の要件です。

3 支給事務の流れ

- (1) 受給資格認定申請（入学年度の 4 月に学校で手続きが必要です。）

前年度の課税状況（前々年の収入額によるもの）で、受給資格の認定と、1 年生の 4 月分から 6 月分までの支給（授業料の支払い）について判定します。入学時に所得が超過している場合などは、各学年の 7 月に再度、受給資格の認定申請を行うことができます。また、保護者等の状況に変更があった場合は、随時、認定申請を行うことができます。

- (2) 収入状況届（各学年の 7 月に学校で手続きが必要です。）

当該年度の課税状況（前年の収入額によるもの）で、7 月分から翌年 6 月分（最終学年は翌年 3 月分）までの支給（授業料の支払い）について判定します。マイナンバーカード（写）等を既に提出しており、かつ前回の申請（1 年生は 4 月申請、2～4 年生は昨年 7 月申請）にて受給資格が認定となった方は、毎年 7 月に『継続にあたっての確認票』の提出が必要です。

また、認定後に離婚や死別、養子縁組・親権者の変更など、保護者等の状況に変更があった場合にも、その度、収入状況届が必要ですので、変更があった場合は必ず学校事務室へのご連絡をお願いいたします。

（ご注意ください！）

就学支援金の申請にあたっては、収入に基づく税情報が必要です。

お住まいの市町村に税の申告が済んでいない場合は、マイナンバーの提出があっても審査を行うことができません。結果の通知が遅れる原因にもなりますので、毎年必ずお住まいの市町村に税の申告を行うようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

- ◎ 大阪府立三国丘高等学校 定時制 事務室

電話：072-233-6005

- ◎ 大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン 電話:06-6910-8001 FAX:06-6910-8005

- ◎ 大阪府ホームページ「府立高等学校の授業料と就学支援金について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/furitukoukou/>